

目次

B II -CV-3rd-★上告状	2
-------------------	---

上告理由書兼上告受理申立理由書 B II

令和 3 年 3 月 29 日

最高裁判所 御中

上告人（原告）

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業

氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

被上告人（被告）

住所(送達場所) 〒379-1305 群馬県利根郡みなかみ町後閑 3379

氏名 高橋和俊 電話： 0278-62-6201

慰謝料請求上告事件 訴訟物の価額 10 万円 貼用印紙額 2,000 円

上記当事者間の、東京高等裁判所 令和 2 年(ネ)第 3721 慰謝料請求控訴事件について、令和 3 年 3 月 24 日に言い渡された下記判決は、後述の理由により、全部不服なので、上告および上告受理を申し立てる。

第 1 原判決の表示

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

第 2 上告及び上告受理申立の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第 3 上告理由及び上告受理申立理由

1 虚偽表示無効

原判決は、「以上のとおり、控訴人の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却すべきであり、原判決は相当であるから、控訴人の本件控訴には理由がない。 よって、控訴人の本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。」と判示している。

しかしながら、私の当り前の訴えを、合理的根拠無く、無視している。 後述の通り、3 重に無効である。

私の訴えを理由がないとしたのは虚偽であり、心証だけで理由が無いのは、逆に、原審のほうである。

訴えを否定した理由や、心証の理由が、全く無いので、当然に、全てを斟酌したという証拠も無い。

裁判とは、社会的妥当性の最終決定であるから、必然的に合理的根拠は不可欠である。

またそもそも、一審に理由が無いことが控訴理由であり、また、控訴とは理由を掲げて判決の見直しを求める不服申立であるから、理由も無く「全て一審通り」では、二重に手続たり得ない。

脅迫を訴えているのに蓋然性の判定が無く、予見可能性違反を訴えているのに、その判定が無い。
理由も無いのに否定はできないのに、抗議(控訴)してもなお言い張る。 事実どこにも理由が無い。
こんなものは当り前に裁判とは呼べない。 これを正当と言い張り、判例に残そうとする狂気。
このように、幾重にも呆れ果てた倒錯なのであり、当り前に、国家的隠蔽の証左である。
また、広義の判例違反(差別)もあるから、当り前に、公序良俗違反(民法 90 条)により無効である。

These judgments are apparently absurd and mad abuse!!!

★★★ 3 重に無効である

★第一に、訴えを無視している点

裁判とは、紛争の解決の為に、中立機関が、紛争原因に対して、正当な基準を適用して、法的拘束力の有る最終判断を示すことであるが、紛争原因を誤っており(無視)、正当な基準を適用していない(偽装)。

★第二に、当り前のことと常に無視している点

当り前のことと認めなければ、無秩序の、殺し合いの社会となる。

★第三に、合理的根拠が常に無い点

当り前のことと無視した合理性の無い権力行使は許されない。

むろん、予見可能性(訴えと職責)に基く結果回避義務違反であり、法定された職責違反である。

よって、正当業務行為どころではなく、手続を受ける権利の行使の妨害である。

●全判決共通の不当性

不可避の判断要素を無視し、事実認定を誤ることにより、人権侵害を看過している。

後述のような、私の当り前の訴えを合理的根拠無く無視した判決は、極め付けに反社会的であり、付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものであり、その違背が著しく不当又は不法であって、およそ裁判官としての誠実な権限行使と認め難い程度に不合理であり、正当業務行為どころではない。職責違反かつ予見可能性に基く結果回避義務違反であり、手続を受ける権利の行使の妨害である。

★法令違反であること

- 民事訴訟法 2 条「裁判所の公正」、「信義に従い誠実に民事訴訟を追行」
- 民事訴訟規則 79 条 3「事実を否認する場合には、その理由を記載しなければならない」
- 民事訴訟規則 80 条「抗弁事実を具体的に記載し」
- 民事訴訟法 247 条「裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。」
- ★民事訴訟法 312 条「上告は、判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、することができる。」
- ★民事訴訟法 312 条 2 項六号「判決に理由を付せず、又は理由に食違いがあること。」
- ★民事訴訟法 318 条 1「最高裁判所の判例と相反する判断がある事件」
- ★民事訴訟法 318 条 1「その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」

- ・★★民事訴訟法 338 条の四「判決に關与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。」
- ・★★民事訴訟法 338 条の十「不服の申立てに係る判決が前に確定した判決と抵触すること。」
- ・裁判所法 49 条「職務を怠り」、「理由の無い審理」、「重大な法令の適用ないし遵守の上での過誤」
★それによる人権侵害であること

- ・憲法 13 条「自決権」
- ・★憲法 13 条又は 31 条「適正な手続を受ける権利」
- ・★憲法 32 条「裁判を受ける権利」
- ・★憲法 76 条〇3「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」
- ・★憲法 99 条「憲法遵守義務」

★広義の判例違反であり、社会的妥当性への違反であること

- ・★民法 1 条 2「信義則」
- ・★民法 90 条「公序良俗違反」
- ・★刑法 103 条「犯人隠避罪」、刑法 193 条「公務員職権濫用罪」、刑法 222 条「脅迫罪」

●全機関が当り前のことを無視した不当性

当り前のこととは事件により、法令、経験則、論理則、蓋然性、などである。

第一に、反社会性であり、不合理の極みなので、公の秩序又は善良の風俗に反する事項(社会通念の偽装)を目的とする法律行為(判断)と言え、公序良俗違反(民法 90 条)である。

第二に、人権侵犯性であり、「(我々は)お前を認めない」との非人扱いであり、人格的生存(生命、自由、名誉)への無言の害意であり、生命に対する権利(憲法 13 条)や自決権(憲法 13 条)や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)の侵害である。

同時に、信義に従った誠実な義務の履行(判断)とは言えないので、著しく信義則(民法第 1 条 2)違反であり、予見可能性(訴えと職責)に基く結果回避義務違反なので、手続妨害であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法 239 条 2)違反であり、非行(国家公務員法 82 条)であり、信用失墜行為(国家公務員法 99 条)であり、憲法遵守義務(憲法 99 条)違反であり、職務上の故意または過失である。

A ● 規定された上告理由に該当する

「全判決共通の不当性」に既述の通り、原判決、一審、二審とも、3 重に無効である。

これらは、公序良俗違反なので上告理由にも上告受理申立理由にも当る。

したがって、上告と上告受理を同時に申し立てる。

B ●● 仮に規定された上告理由に該当せずとも、職責として無視できない

★実質的に事実審が一度もなされていない(三審制の問題ではない)。

最高裁には、終審裁判所としての使命(憲法 81 条)はもちろんのこと、法令の適用解釈の統一や、全司法を指導すべき使命が有る。 民事訴訟法 312 条 1,2 項や同 318 条 1 項だけが使命ではない。

また、そもそも最高裁が上告理由を限定している趣旨は、対象を絞り込んで上告審を迅速化させる為であるが、それは一審二審における事実認定が概ね適正に行われることが前提である。

然るに、本件ではその前提が満たされておらず、組織的な司法拒絶という、現行司法制度の前提外の非常事態であり、無視すれば、実質的な事実審がなされないまま、犯罪が隠蔽される。

少なくとも、これを看過することが甚だしく社会不正義であることは誰でも判る。

上告理由の規定(限定)自体が不適切なのか、職責放棄なのか、いずれにせよ、最高裁の過失と言える。要するに、最高裁の私への却下決定は全て、その職責に比し、片手落ちである。

自らに帰責性の有る瑕疵を、却下の口実として悪用しているに過ぎない。

★事実認定の問題に過ぎない旨も、片手落ちである

既述の通り、事実審が実質未済であることを無視している。

慰謝料請求の判定とは、すべからく、不法行為事実の認定の問題なのであり、これを全て上訴の対象外とするならば、民事訴訟制度は成り立たない。

つまり正しくは、判決に影響せず、かつ、基礎事実でも主要事実でもない事実だけが、捨象できるのであり、付言すれば、この基準を曖昧にしたままの上告審査の運用の現状は欺瞞である。

★最高裁は上告審査基準を明確化すべきである

掲示を省くが、規定された上告理由以外でも受理された事例も、過去には多数有る。

これらの運用基準を公開し、正当性(客観的合理性)を世に示す必要が有る。

2 以上のとおり、原判決には理由が無く、誤った認定なので、取り消されるべきである。

第4 上告理由及び上告受理申立理由の説明

全ては欺瞞国家の陰謀である

つまり原審も、「(私の場合に限り)不当ではない」の旨の虚偽(判例違反・差別)なのであり、全日本人が私への包囲網の確信犯として通謀し、当り前の違法性を認めないことによって皆で犯罪を正当化し、また、私の判例だけを永久にタブー扱いして封印することによって、判例一般の持つ同様事例への拘束力に因る社会秩序の混乱を避ける狙いの、社会通念の国家的偽装の陰謀なのであり、最高裁による上告却下こそが、その総仕上げである。

第5 上告理由及び上告受理申立理由の詳細

一審二審とも、当り前の訴えを、合理的根拠無く、無視しているので、3重に無効である。

繰り返すが、以下はいずれも他の不法行為の前提事項ないし主要事実であり、そこから各県警の予見可能性が生じるのだから、判定は不可避である。

また、今までこれらを検証した機関が無いことは、当り前に、国家的欺瞞の象徴である。

詳しくは控訴状の通りであり、無視された私が改めて掲示する筋合いでないが、項目だけ列挙する。

これらは判定洩れ(脱漏)とも理由不備とも言えるが、ひとまず脱漏と見る。

★★★★★ 20150111 発砲は、当り前に、違法である(控訴状 2 頁)	脱漏
直線距離 31m からの、無意識下の、対面発砲は、当り前に、違法性を免れ得ない。	
狩猟法 38 条 3 違反、殺人未遂罪、脅迫罪、暴行罪、侮辱罪、自律権の侵害、静穏権の侵害などの疑いが強く、いずれも警察の職責として当り前に判ることである。 言わば、間合い内の日本刀振回。	
蓋然性として、被告は本件発砲を事前に知りながら制止しなかったに相違無く、言わば共犯に当り、少なくとも、違法性を否定できないのに本件発砲者を秘匿したことは、甚だしい信義則違反である。	
●反論 本件発砲の証拠は無い旨(控訴状 2 頁) 何を今更 訴訟の攪乱	脱漏
★至近距離 30m の記載が判決書に無い欺瞞 = 証拠隠滅	脱漏
★★★★★被告に 20150111 発砲の違法性の認識を訊ねなかった欺瞞(控訴状 3 頁)	脱漏
被告の不法行為の前提となる最大の予見可能性なのに、再三の要請をも無視して司法拒絶	
★★★★★後続の一連の脅迫の関連性を無視 いずれも 99%以上の人為性	脱漏
2 20150126 09:00、本件発砲現場の手前 200m の通り道上(上牧 2517-2)に夥しい血痕	
3 20150126 17:00、血痕現場付近の通り道上に 2 匹の小猪の死骸	
4 -1 20150221 16:08 高橋和俊が私の散歩の帰路(上牧 3509 付近)にハンターの装備をして現れる	
4 -2 20180111 15:57 高橋和俊の一味らしきハンターが、私の散歩の目的地(大沼付近)に現れる	
5 2015.3.2718:16、通り道上に大猪の毛皮 元在った場所から 20m 移動	
6 私の身辺での度重なる禁猟期間中の威嚇発砲	
7 私の身辺での度重なる発砲音	
8 私の身辺での度重なる狩猟時の合図の声	
★被告の理由の無い否認答弁の不当性を看過したこと(控訴状 3 頁)	脱漏
信義誠実に従った訴訟追行義務(民訴法 2)違反であり、訴訟の進行妨害である。	
・民事訴訟規則 79 条 3 「事実を否認する場合には、その理由を記載しなければならない」	
★★★★★群馬県警の当り前の法令違反を看過したこと(控訴状 5 頁)	理由不備
一連の脅迫の関連性(いずれも 99%以上の人為性)を合理的根拠無く無視	典型的隠蔽
警察が犯罪の訴えを合理的根拠無く無視すれば、当り前の、法令(職責)違反である。	
★群馬県警のこの狂気こそ、本件発砲以上の、包囲網であることの動かぬ証拠である。	
何の為に、警察法 2 条等の職責が規定されているのか? 法令違反ではないとする根拠は何か?	
★★★★★ 包囲網の実在(控訴状 3 頁) 天文学的に超高度	脱漏
恣意性一覧表の各事象の相互関連性(因果関係)	

第 6 附属書類 副本 7 通 以上